平成２４年（フ）第６５４２号
東京都板橋区板橋２丁目37―７―203
破産者　矢野　恵子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８０７号
埼玉県川口市芝富士２丁目２―23
破産者　田中　秀則
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８９２号
東京都町田市本町田2207　公社住宅ニ３―210
破産者　井上　菊江
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３３３７号
札幌市北区太平９条３丁目５番25号
破産者　赤松　徳明
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３６号
愛知県田原市浦町南松崎７番地第６田原寮、住民票上の住所札幌市中央区南17条西18丁目１番７―302号
破産者　野杉　光政
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
茨城県日立市助川町４丁目11番19号
破産者　関根　和夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２２１５号
さいたま市桜区中島４―12―14　愛の家グループホームさいたま中島、住民票上の住所さいたま市南区大字大谷口5670番地　パークシティ浦和102
破産者　大塚　包子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
山梨県甲府市上石田４丁目５番20号　上石田バイオレット202
破産者　仲川　和典
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２１号
大阪府松原市天美南５丁目３番17号
破産者　村上　郁宏
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
堺市西区菱木２丁2124番地４、開始決定時の住所堺市中区深井清水町3919番地
破産者　島ノ江　晃
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
岡山県久米郡久米南町上弓削386番地
破産者　青木　尚美
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１９９９号
広島県安芸郡熊野町出来庭７丁目13番８号
破産者　越智佐津枝
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４７号
横浜市旭区今宿東町830番地22
破産者　神下　清次
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４６号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目15番33号　パインルーム湘南Ｃ101
破産者　隈元健一郎
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４号
福井県敦賀市中央町１丁目１番19―201号
破産者　兼松　秀和
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１５９９号
京都府城陽市富野長谷山２番地の８
破産者　瀬戸　恵一
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番６―406号、開始決定時の住所兵庫県加古川市八幡町中西条910番地の３
破産者　梶原　輝猪
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係